

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

コロナ感染症緊急経済対策その②

緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症はまだ収束していません。営業自粛によって休業したり、テレワークで営業するなど会社によって対応は様々ですが、影響を受けた企業や個人事業主を対象とした経済対策が第2次補正予算で拡充されました。

資金繰り支援

① 融資

窓口としては一部の信金を除き愛知県内の金融機関のほとんどが対応しています。補正予算の成立に伴い、無担保無利子の融資限度額も3千万円から4千万円に拡充されました。なお、無利子の期間は3年間のみとなります。

その他の特別融資も限度額が大幅に拡充されています。途中で繰り上げ返済などをする際に、手数料がとられる場合があるため、契約の際にご確認ください。

融資までに必要な書類は

銀行：前年の確定申告書、去年と今年の試算表（推移損益）

保証協会：登記簿謄本、法人税申告書別表1（個人の場合は確定申告書）、実印、決算報告書（貸借対照表、損益計算書など）、直近3か月もしくは直近1か月とその後2か月の売上の見込み額を記載した資料、去年の同時期の3か月の売上を示す資料（試算表）

銀行との面談の際に、希望があれば当事務所の担当者も同席致しますのでお申し出ください。

助成金、給付金（窓口：ハローワーク）

① 雇用調整助成金

20人以下の事業所についてはさらなる簡易化があり、実際に支払った休業手当額×助成率=助成額 という計算になります。

【助成金額】

(イ) 事業所全体の平均1日単価を算出。具体的には前年度の労働保険申告で用いた雇用保険加入者年間賃金を基にします。

※事業者によって他の算定方法もあり。

(ロ) (イ)の平均1日単価×休業手当として支給した割合

(ハ) 助成額単価の計算 (ロ)の休業手当×助成率（上限は15,000円となります）

(ニ) 助成金額 (ハ)の助成額単価×休業延日数

【申請の流れ】

原則：休業の計画届⇒休業実施⇒支給申請

特例：休業実施⇒支給申請

特例により申請までの手続きが簡素化しました。5月31日までの休業については8月31日まで申請が可能です。

② 持続化給付金（窓口：経済産業省HP）

具体的な計算例を示すと

去年の年間総売上高 2,400万

去年の4月の売上高 150万

今年の4月の売上高 50万

150万の50%=75万 75万>50万

50万×12か月=600万

2,400万-600万=1,800万（給付対象額）

給付対象額の上限は200万なのでこの場合は上限額の200万が給付されることとなります。

また、今まで対象外だったフリーランスの方や1月から3月までに創業した事業者も利用できるようになりました。

2020年の1月から12月までの間に売上が前年同期比50%以上減少した月があれば申請可能です。すでに当事務所のお客さまでは申請し、入金があったところが多くなっていますが、まだ申請されていない事業者は、いつ申請するかに

ついて考える必要があります。

なぜなら、この給付金は「課税対象」だからです。法人で申請し、入金された場合には法人の利益となり、その年度が赤字にならないければ給付金についても法人税が発生します。個人事業主の場合でも同様で、事業所得が所得控除額を上回れば、所得税・住民税が発生します。

特に法人の場合、給付金の申請ができるとしても、当年度に給付金を入れるのか、翌年度に入れるのかの検討が必要になります。

手続きに関してはWeb上で申請します。登録用のメールアドレスが必要になりますのでご注意ください。何社か手続きを行いましたが入金まで2週間前後かかるようです。

③ 各県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金（窓口：各県市HP）

2020年4月17日から5月6日までの期間に休業等の要請に全面的に協力した事業者には50万円が支給されます。また、県の制度が利用できない場合は別途市町村でも協力金制度があります。金額などは市毎に異なるため、詳細は各市のHPをご確認ください。

申請期間は、6月30日まで（当日消印有効）になっています。ただし、県外の事業者の申請期間は6月15日までとなっています。いずれにしても、該当される方は早めに申請をお願いいたします。

※県と市の制度の併用はできません。どちらかを選択して申請をすることになります。

家賃支援給付金について

【対象要件】

令和2年5月～12月の期間の内

- ・1ヶ月の売上が前年比で50%以上減少
 - ・連続する3ヶ月の売上が前年比で30%以上減少
- 上記のどちらかの条件に該当する

【給付額】

法人の場合

月額家賃75万円までは2/3を6か月分。月額家賃75万円～225万円は1/3を6か月。月額の上限は50万円ですが、店舗が複数の場合、上限は100万円までとなります。具体的には

①月30万円の家賃だと20万×6ヶ月＝120万

②月200万円の家賃だと[75万円×2/3]+[(200万円－75万円)×1/3]×6か月＝約550万円 が支給となります。

個人の場合

月額家賃37.5万円までは2/3を6か月分。月額家賃37.5万円～112.5万円は1/3を6か月。法人と同様で月額上限は25万円です。複数店舗がある場合は50万円まで支給されます。計算方法自体は法人と同じになりますが、月額上限が少なくなっています。

予算は決定しましたが、具体的な申請手続きは発表されていません。早期の細かい内容の発表と、手続き開始が待たれるところです。

名古屋市の独自の制度

名古屋市では休業要請しない会社（小売やサービス業）に対して、コロナの感染リスクを負いながら個人消費者に対して営業を続けた企業に対して応援金を支給する制度ができました。

1事業者に対して10万円が支給されます。休業支援金の真逆の考えのものになりますが、対象業者も広く受け付けているので、もし営業を続けていたのであれば「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」と一度調べてみて下さい。申請は6月下旬から受付予定となっております。

すでに市町村から協力金の案内が来た会社もありました。それに基づいて手続きを進めた場合でも、今後制度の拡充があれば追加で申請が必要になる可能性があります。支援策も随時更新されておりますので、何か疑問点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

以上